

## 介護保険の給付制限

災害や失業、心身の障害や長期入院で収入の減少や財産が著しい損害をうけた場合などを除き、特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、滞納期間に応じて保険給付が制限され、介護サービス利用時の自己負担が増える場合があります。

給付制限の種類については以下のとおりとなります。

滞納期間	給付制限の種類
1年以上滞納 (納期限から1年経過)	■支払方法の変更（介護保険法第66条） 介護サービス費用の全額を一度利用者が負担し、申請により後から保険給付分が支払われる形に変更となります。
	■保険給付の支払の一時差止（介護保険法第67条） 申請により後から支払われる保険給付分の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
2年以上滞納 (納期限から2年経過)	■保険給付の特例（介護保険法第69条） 未納期間に応じて、サービス利用する際の利用者負担が3割（負担割合が3割の場合は4割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費が支給されなくなります。